刑訴予備令和８－１５肢ウ

第１　肢の結論

誤っている

第２　司法警察員が作成した酒酔い鑑識カードの取扱い

１　問題の所在

司法警察員が作成した酒酔い鑑識カードは，どのような手続で伝聞例外として証拠採用できるか問題となる。

２　結論および理由

（１）結論

酒酔い鑑識カードは，検証の結果を記載したものとして，３２１条３項の書面に該当する。よって，該当することはないとする肢は誤り。

（２）理由

確かに，本件の酒酔い鑑識カードには，被疑者の言語，動作，酒臭，外貌，態度等の外部的状態に関する所定の項目がある。

これらの項目の監察結果を所定の評語に印をつける方法によって，記入した欄は，司法警察員の主観的判断によるものといえる。経験上，どのように評価するかは，作成者の判断が入る。客観性が不十分なため，誤判のおそれがあるとして，３２１条３項で伝聞例外として簡易に採用することは，伝聞法則原則禁止（３２０条）の趣旨に反し，できないと思える。

しかし，不当である。

酒酔い鑑識カードは，飲酒運転などを迅速に取り締まるために，予め捜査のために用意されたものである。証拠採用が制限されてしまうのは，事案の真相に照らし問題である。目的達成のために，証拠採用を認める必要がある。

伝聞法則の禁止を定めた法の趣旨は，誤判を防止し，反対尋問を保障する点にある。

酒負い鑑識カードは，捜査の専門官である司法警察員が，視覚，聴覚，嗅覚など５官の作用を用いて，得た事実を，評価シートにしたものである。

したがって，３２１条３項の検証の結果を記載したものにあたると解するのが相当である。

なお，主観的な判断の部分については，証拠の信用性の問題で処理をすれば足りる。

以上